

お薬に関するお知らせ

●一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給にむけた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

●長期収載品の処方について

2026年6月1日より院外処方箋において先発品(長期収載品)を希望し医療上の必要性が認められない場合には、後発医薬品と先発品の差額の2分の1を患者様自身にご負担いただくこととなります(選定療養)。この制度は自己負担のない方も原則対象となります。